

## 社会福祉法人の設立に関する事務処理要領

令和2年2月17日制定

(趣旨)

第1条 この事務処理要領は、社会福祉法人（以下「法人」という。）を設立するに当たって、設立準備段階からの適正な事務処理の執行を確保するとともに、法人認可後の適正かつ自立した運営を支援するための必要な事項を定めるものとする。

(法人設立準備委員会の設置)

第2条 法人を設立しようとする場合は、法人設立準備委員会（以下「設立準備委員会」という。）を設置し、法人認可に係る事務を取り進めるものとする。

2 設立準備委員会の代表者（以下「設立代表者」という。）は、設立準備委員の互選により選任するものとする。また、設立準備委員の中には、法人設立当初の役員予定者全員が含まれているものとする。

3 設立準備委員会の運営、資金管理等は、特定者のみによって行うことなく、設立準備委員全員により適切に行うとともに、議事録等を整備することにより、運営等の状況を明らかにするものとする。

4 設立準備委員会においては、金融機関に設立準備委員会代表者名義の預金口座を設け、法人設立認可までの間における資金の受払いは、この預金口座を通して行うものとする。

5 設立準備段階における経理事務は、社会福祉法人会計基準に準じた処理を行うものとする。

(法人設立計画の協議)

第3条 設立代表者は、社会福祉法人設立計画書（別記様式1）及び役員等予定者調書（別記様式2）に別紙1に掲げる書類を添付して、防府市に提出するものとする。

(法人設立認可申請書等の提出)

第4条 設立代表者は、法人設立認可申請を行う場合は、社会福祉法人設立認可申請書（別記様式3）に別紙2に掲げる書類を添付して、防府市に提出するものとする。

(法人設立認可後の手続き)

第5条 法人設立認可書の交付を受けた設立代表者は、別紙3に基づき手続きを行うとともに、防府市に書類の提出を行うものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年2月17日から施行する。

## (別紙1) 社会福祉法人設立計画添付書類

社会福祉法人設立計画添付書類は、次のとおりである(典型的な場合による。)。また、同一の書類が重複して添付される場合は、書類の添付を省略しても差し支えない。

- 1 法人設立趣意書
- 2 設立者及び役員予定者の履歴書
- 3 設立当初に現金の贈与が予定されている場合は、贈与契約書
- 4 設立当初に不動産の贈与が予定されている場合は、贈与契約書、所有権移転登記確約書及び当該不動産の登記簿謄本
- 5 設立当初に不動産の貸与が予定されている場合は、無償貸与確約書、地上権設定登記確約書、賃貸借確約書、賃借権設定登記誓約書及び当該不動産の登記簿謄本
- 6 借入金の償還金に対する贈与が予定されている場合は、償還金贈与契約書
- 7 独立行政法人福祉医療機構からの借入れを行う場合は、償還計画調書
- 8 その他防府市が必要と認める書類

## (別紙2) 社会福祉法人設立認可添付書類

社会福祉法人設立認可添付書類は、次のとおりである(典型的な場合による)。また、同一の書類が重複して添付される場合は、書類の添付を省略しても差し支えない。

- 1 定款(定款例を参照のこと。)
- 2 添付書類目録
- 3 設立当初の財産目録
- 4 設立当初の財産が法人に帰属することを証する書類
  - ① 現金関係
    - 財産目録中の現金の贈与契約書(写し)
      - 個人が贈与者の場合・・・身分証明書
      - 現金贈与者の印鑑登録証明書
      - 預金残高証明書
      - 前年度の課税所得証明
    - 法人が贈与者の場合・・・法人の定款、基本約款等(写し)
      - 法人登記簿謄本
      - 印鑑登録証明書
      - 法人理事会、社員総会議事録(写し)
      - 前年度の決算書
      - 預金残高証明書、法人の資産の状況がわかる書類
    - 地方公共団体による補助金の場合・・・補助予定通知書(写し)
  - ② 土地関係
    - 土地の贈与・売買契約書(写し)又は所有権移転登記確約書(写し)
    - 個人が贈与者の場合・・・土地贈与者の印鑑登録証明書
    - 法人が贈与者の場合・・・法人の定款、基本約款等(写し)
      - 法人登記簿謄本
      - 印鑑登録証明書
      - 法人理事会、社員総会議事録(写し)
    - 土地登記簿謄本、分間図又は地籍図集合図、敷地実測図
    - 不動産価格評価書、固定資産税課税証明書
- 5 法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類
  - 地方公共団体からの貸与の場合
    - 土地の無償貸与確約書(写し)
  - 地方公共団体以外からの貸与の場合
    - 地上権設定契約書及び地上権設定登記誓約書(写し)
    - 土地賃貸借契約書及び賃借権登記誓約書(写し)
    - 土地貸与者の印鑑登録証明書
    - 土地登記簿謄本、分間図又は地籍図集合図

- 6 農地転用許可書等、土地造成に係る許認可書
- 7 設立当初の会計年度及び次会計年度の事業計画書及び収支予算書
- 8 設立者の履歴書
- 9 設立代表者の権限を証する書類及び身分証明書
- 10 役員就任予定者の履歴書、就任承諾書（写し）、欠格事項等に該当しない誓約書（写し）、印鑑登録証明書及び身分証明書
- 11 施設建設関係書類
  - ① 施設建設計画書、建設図面及び施設建設費見積書
  - ② 設備整備計画書及び設備整備費見積書
  - ③ 補助金交付内定通知書（写し）
  - ④ 建設自己資金贈与契約書（写し）、身分証明書、印鑑登録証明書、残高証明書及び所得証明書
  - ⑤ 貸付決定通知書（写し）（内定通知書、借入申込書）
  - ⑥ 償還計画書
  - ⑦ 償還金贈与契約書（写し）（市が償還財源の補助を行う場合は、確約書又は補助予定通知書）、身分証明書、印鑑登録証明書及び所得証明書
  - ⑧ 利子補給に関する書類
  - ⑨ 後援会寄付申込書、後援会規約、後援会会員名簿及び後援会寄付実績
- 12 施設長就任承諾書及び施設長予定者履歴書
- 13 基本財産編入誓約書
- 14 後援会寄附不足額の寄附申込書、寄附者の身分証明書、印鑑登録証明書及び所得証明書若しくは納税証明書
- 15 諸規程（③～⑦については、施設整備完了時まで提出すれば可とする。）
  - ① 経理規程
  - ② 役員等報酬規程
  - ③ 定款施行細則
  - ④ 各委員会運営規程
  - ⑤ 就業規則
  - ⑥ 給与規程
  - ⑦ 旅費規程
- 16 設立準備委員会の議事録の写し
- 17 設立準備委員会の預金通帳の写し、資金の管理状況が明らかとなる書類
- 18 その他防府市が必要と認める書類

### (別紙3) 社会福祉法人設立認可後の必要な手続き

社会福祉法人設立認可後に必要な手続きは、次のとおりである（典型的な場合による。）。また、同一の書類が重複して添付される場合は、書類の添付を省略しても差し支えない。

- 1 法人の設立登記
- 2 財産の移転及び財産移転報告
- 3 評議員及び役員を選任並びに選任報告
- 4 不動産の登記
- 5 建物（施設）の基本財産への編入に係る定款変更手続き
- 6 その他防府市が必要と認める手続き

### 社会福祉施設整備に関する事務

設立準備委員会段階において施設整備に関する事務手続きを行う場合には、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日 雇児総発0329第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長他通知）に準じて、適正に処理すること。

(別記様式1)

### 社会福祉法人設立計画書

法人の名称	社会福祉法人		設立予定 年 度	年 度		
法人事務所 所在地	(〒 )					
設置しようとする施設種別	施設 の 名 称		定 員	名		
施設所在地	(〒 )					
設立代表者	氏 名	職 業	電 話 番 号			
	住 所	(〒 )	( 自 宅 ) ( 勤 務 先 )			
役員定数	理 事	人(内訳別添)	監 事	人(内訳別添)	評 議 員	人(内訳別添)
設立事務 担当者	住 所	(〒 )	電 話 番 号			
			( 自 宅 ) ( 勤 務 先 )			
設立当初の 資 産	区		分 金 額 ( 評 価 額 )			
	基本財産	土 地	m <sup>2</sup>	( 地 目 )		
		現 金				
	運用財産	現 金	施 設 整 備 資 金			
			運 転 資 金	( 年 間 事 業 費 の 12 分 の 1 又 は 2 以 上 )		
			運 営 資 金	千 円 × 1 / 12 = 千 円		
合 計						
贈与(寄付) 金 額	贈与(寄付)者 氏 名	施 設 建 設 資 金 ( 千 円 )	運 転 資 金 ( 千 円 )	借 入 金 償 還 金 ( 千 円 )	合 計 ( 千 円 )	
	合 計 人					

施設建設計画	敷地の状況	自己所有地の場合の取得方法							
		借地の場合	所有者氏名		法人との関係				
			地目	地積	地上権設定	有期	借料	有償	無償
	土地利用規制の状況及び解除等の見込み								
	構造規模	造		階建		延べ床面積		m <sup>2</sup>	
	整備費支出 内	区分金額(千円)		備考					
		敷地造成工事費							
		建築主体工事費							
		冷暖房設備費							
		電気設備整備費							
設計管理委託費									
設備備品費									
合計									
整備費収入 内	県補助金		補助金名						
	民間補助金		補助団体名						
	市町補助金		市町名						
	借入金	福祉医療機構		(内訳別添のとおり)					
				(内訳別添のとおり)					
	寄付金								
	合計								
設立準備委員会	開催回数	開催年月日	出席者数(人)	打合せ内容			議事録の有無		
	1						有・無		
	2						有・無		
	3						有・無		
社会福祉法人 の設設計画について、上記並びに別添「役員等予定者調書」及び「借入金に対する償還計画書」のとおりです。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 防府市長 様 <div style="text-align: right;">社会福祉法人 設立準備委員会 設立代表者 印</div>									

(別記様式3) 社会福祉法人設立認可申請書

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	住所		
	氏名		印
申請年月日			
社会福祉法人設立の趣意			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 法人の名称			
事業の種類	社会福祉事業	第1種	
		第2種	
	公益事業		
	収益事業		



資 産	内 訳									
	社会福祉事業用財産		③ 公益事業 用 財 産	④ 収益事業 用 財 産	⑤ 財産計 ①+②+③+④		⑥ 負 債			
	① 基本財産	② そ の 他 財 産								
円	円	円	円	円	円		円			
役 員 等 と な る べ き 者	理事 監事 評議員 の別※	氏名	親族等の 特殊関係 者の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉 法人の理事長 への就任状況	
				事業経 営識見	地域福 祉関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	有無	法人名

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。